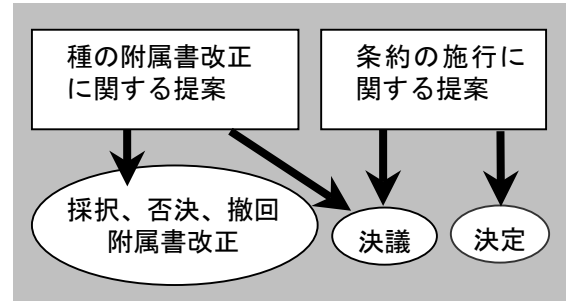


# 締約国会議でなにがどのように話し合われるのか

## 1. 会議の進行

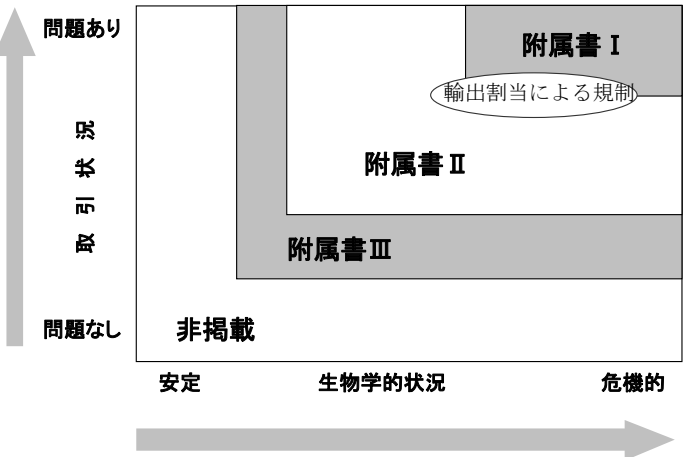
会議はふたつのテーマに分かれて進行する。ひとつは条約の施行を改善するための議題、もうひとつは附属書改正の提案検討である。条約施行改善については、討議後、決議や決定として全締約国が実施すべき内容が決まる。また、附属書改正提案は討議の後、採択し、投票国の 3 分の 2 以上の多数があれば採択される。(右図)。



## 2. 附属書改正提案について

さまざまな種を附属書に掲載するにあたっては、附属書掲載基準がある (決議 9.24)。附属書 I や II に掲載するにあたっては、生物学的基準と取引上の基準を満たさなければならない。締約国会議で議論になるのは、附属書 I と II の間をどう判断するかである。附属書の掲載を変更することが決定できない場合は、輸出割当によって取引量を調整する措置がとられることがある。

附属書掲載の考え方



### 例えば、附属書 I の掲載基準

野生個体群の特性や分布面積、野生での個体数の衰退などの生物学的な基準 (決議 9.24 付則 1) の中で少なくとも 1 項目を満たし、かつ取引による影響を受けるかあるいは受ける可能性がある場合、附属書 I に掲載される。

## 3. 会議における NGO の役割 (トラフィックを例に)

ワシントン条約は、その設立当初から NGO がかかわってきた条約である。条約における NGO の役割は大きく、トラフィックも NGO として条約に深くかかわっている。

会議前には、トラフィックは IUCN と共同で客観的な立場で情報をまとめた『Analyses of Proposals to Amend the CITES Appendices (附属書改正提案の分析)』\*を締約国に送付する。

また、附属書改正に関する提案について支持するかどうか、トラフィックの具体的な意見を『TRAFFIC Recommendations on proposals to amend the Appendices (附属書改正提案への見解)』\*\*としてまとめる。

上記は政策決定者を対象に書かれたもので、関連する人々に手渡す。さらに、独自のレポートやブリーフィングを会議の資料として配布する。

会議中は、NGO が発言できる機会があり、トラフィ

ックの意見を聞かれる場合もある。また、決議案や決定案も作成する。よりよい方向に持っていくには、どのような形が適切なのか、附属書の改正か、決議か、決定か、実行するのは締約国、常設委員会、事務局、または動物委員会なのか、どこに何を指示すべきなのか、経験と知識に基づき、トラフィックの提案を作成する。

\*/\*\* = トラフィックイーストアジア日本のウェブサイトからダウンロードできます。



2007. 5 月